

# 注意!! あなたの消火器は大丈夫ですか?

●腐食・変形・キズがある消火器を使用すると大変危険です!

また、耐用年数を過ぎたものや失効消火器については使用しないでください。

※消火器はごみとして廃棄することはできません。(消防署では引取りを行っていません)

メーカー等により回収・リサイクルを行っておりますので、メーカーや購入した販売店にお問合せください。

また、(社)日本消火器工業会は古い消火器を安全に回収・廃棄するために、消火器リサイクルシステムを運用しています。※消火器リサイクルシステムについては「(株)消火器リサイクル推進センター(外部サイト)」のページでご確認ください。

●こんな消火器は絶対に使用しないでください!

- ・溶接部及びその周辺の剥離
- ・使用に耐えない変形
- ・サビを落としても腐食の残るもの



## 住宅用火災警報器は、 10年たったら交換しましょう!!

●住宅用火災警報器は、新築住宅が平成18年6月1日から、既存住宅は平成23年6月1日から設置が義務付けられています。

●多くの方のお宅の住宅用火災警報器が、間もなく交換の時期を迎えます。

●いざという時にしっかり機能するように、住宅用火災警報器は10年をめぐりに交換しましょう。

### ●住宅用火災警報器の設置効果

過去10年間における横浜市内の火災状況を見ると、住宅用火災警報器の設置の有無により、住宅火災の発生率や死者の発生率にも大きな差が出ており、住宅用火災警報器を設置することで、火災の件数や死者の減少につながっています。



※「設置なし」の住宅には設置不明を含みます。